

令和 2 年 3 月 10 日

出入国在留管理庁

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴う
在留資格認定証明書の有効期間について

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う諸情勢に鑑み、通常は「3か月間」有効な在留資格認定証明書を、当面の間、「6か月間」有効なものとして取り扱うこととしました。

この取扱いにより、6か月以内の在留資格認定証明書は、査証（ビザ）の発給申請（注）や上陸申請の際に御使用いただけることとなります。

（注）査証（ビザ）の発給申請は在外公館で行っていただく必要があります。

交付後3か月以上経過した在留資格認定証明書を使用される場合は、在外公館での査証（ビザ）発給申請時、受入れ機関等が「引き続き、在留資格認定証明書交付申請時の活動内容どおりの受入れが可能である」ことを記載した文書を提出いただく必要があります。